

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境整備方針の明示>

第1章に記載したように、学校法人大阪医科薬科大学寄附行為に明記された「国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、創造性と人間性豊かで 人類の福祉と文化の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。」(資料1-9) という本学の理念・目的のもと、医学部及び看護学部の目的が大阪医科大学学則第5条(教育目的)(資料1-3)に、また大学院の目的が大阪医科大学大学院学則第1条に定められている。

これらの理念・目的と、既に教育研究等環境に関して個々の部署で整備していた方針を結びつけるものとして、2019(令和元)年に「大阪医科大学教育研究環境整備の方針」を定め、1. キャンパス整備、2. 図書施設及びICT機器の充実と活用、3. 先進的な医学・看護学研究を推進できる環境や設備、4. 教育研究支援体制の充実、5. 研究倫理を遵守するための支援体制の充実の5項目を明記した(資料8-1【ウェブ】)。

教育研究等環境整備は学生生活と密接にかかわっており、医学部においては大阪医科大学医学学生生活支援センター規程第2条に「医学部学生の教育環境を保持改善し、学生生活を支援」すること(資料2-19)、また看護学部においては大阪医科大学看護学学生生活支援センター規程第2条に「本学部における円滑な学生生活を提供」すること(資料2-20)が示されている。また大学院においては大阪医科大学大学院学則第3条に大学院の目的及び社会的使命を達成するため、「教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとりながら 教育研究の改善に努める」ことが示されている(資料1-6)。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

点検・評価項目①で示した「大阪医科大学教育研究環境整備の方針」に従い、学校法人大阪医科薬科大学企画検討委員会のもとで、校地・校舎・施設・設備などの整備を進めている(資料8-2)。

本学は本部キャンパスを核としているが、キャンパスに隣接する土地を購入や等価交換等によって獲得し、教育研究環境の整備に必要なキャンパスの広がり形成してきた(大

学基礎データ表1) (資料8-3【ウェブ】)。例えば、看護学部のある北キャンパス、病院中央手術棟のある西キャンパスを整備し、加えて将来の環境の変化に対応するための用地として、北西キャンパスを確保している。さらに保健体育の実技やクラブ活動のための運動場と体育館を備えたさわらぎキャンパス・城北キャンパスをそれぞれ本部キャンパスから徒歩7分及び3分の場所に有している。

本部キャンパスにおいては、既存の講義実習棟に加え、新講義実習棟を2005(平成17)年に竣工させ、その中にはITに対応した講義室に加えてグループ学習のためのグループ室、OSCEなどのためのスキルスラボ(実習室)、教育のための研究室が整備されている(資料8-4)。

また、研究環境については、本部キャンパス総合研究棟に総合教育・基礎医学・臨床医学・社会医学のすべての研究室と研究支援センターの実験動物部門を除くすべての部門、さらに研究推進課が入っており、各部署における研究活動とそれを支援する組織が密接に連携できる体制が整備されている。

北キャンパスの看護学部の敷地内には看護学部研究棟がある。講堂1階の研究室と合わせ、看護学の各領域のすべての研究室が整備されている。

<施設、設備等の整備及び管理>

- ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備

情報通信技術(ICT)を備えた教室は、講義室としては本部キャンパス(医学部)新講義実習棟のP101教室、P301教室(第3学年)、P302教室(第4学年)、及び講義実習棟第1講義室、第2講義室である。これらにはPCからのスライドや動画の投影、DVDビデオの映写などを一括管理する機器が備わっている。P101教室(200名収容)ではそれぞれの机に電源とイーサネットジャックが完備され、学生各自がノート型PCやタブレットを持ち込んで高速の通信を行うことが可能となっている。

P301教室及びP302教室(各120名収容)ではそれぞれの机にノート型PCが備え付けられており、「情報科学」などの講義、演習をはじめ、通常の講義においても学生が様々な画像を手取るように見るために活用されている。

さらに、ICTを備えた学生の自学自習室として、新講義実習棟のグループ室が45室整備されている。

これらのICTを備えた教室・グループ室における双方向授業及び自己学習のためのネットワーク環境として、新講義実習棟に加えて、有線LANの端末のない講義実習棟、図書館棟、看護学部棟の学習室において無線LAN(Wi-Fi)敷設を行っている。

さらに、講義実習棟第1講義室と総合研究棟の中山国際医学医療交流センターにはテレカンファレンスシステムを設置し、関西大学・大阪薬科大学との医工薬連環科学講座など国内外の施設との遠隔授業・演習が可能となっている。

看護学部においても、看護学部校舎、講堂、研究棟すべてに無線LAN(Wi-Fi)が敷設されており、また授業支援システム(CaLabo LX)を設置した講義室や情報処理室に加え、アクティブラーニングツールの導入等を行っている(資料1-17)。また、学習した専門知識・技術を効果的に活用し自律的に看護実践力を習得するための実習室及びセルフトレーニングできる機器を整えている。

・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

教学に関わる施設の維持管理は総務部総務課・施設課によって行われている。学生教育に関わる備品を含むキャンパスのすべての設備・備品は学務部学務課が管理している。

建物の保安については総務部総務課が担当している。警備と機械の管理は24時間体制で行われている。緊急事態発生時の対応など、危機管理に関する規則を定めている(資料8-5)。

安全対策規程(資料8-6)に基づき、大学安全対策委員会(資料8-7)を置き、化学物質管理、感染対策、個人情報保護、大学研究環境管理の4つの分野の小委員会を組織してこれらの安全対策を総合的に扱っている。委員会及び小委員会の活動を支援するために設置された大学安全対策室(資料3-15)は、安全や安全対策に関する情報の分析・収集・提供を行い、教職員の安全に対する意識向上のための教育講演や研修会等を行っている。また、各部署に対して定期的な安全管理巡視も行っている。

安全な学習環境の確保のため、施設利用規程で講堂等の利用方法を定めている(資料8-8)。実習室使用に関しては、安全管理責任者を定めて教職員並びに学生の安全の確保を行っている(資料8-9)。

台風等による暴風警報・特別警報が発令された場合は、ウェブサイトで休講の知らせを行い、学生の安全を確保している(資料7-2p.22、資料8-10p.5)。大規模災害発生時における避難場所は確保されている(資料7-2p.20、資料8-10p.5)。また患者及び教員・職員・学生の安全と施設及び医療設備の機能を確保するために、本学附属病院では災害対策マニュアルが制定されている(資料8-11)。

全学的な衛生の確保については、施設(トイレ等)の清掃・消毒などの衛生管理が毎日確実に行われている。また、保健管理室(資料3-14)が中心となって各種の検査や予防接種、啓発活動等を行っている(資料8-12、資料8-13)。学生に限らず教員等も含めて針刺し事故、血液汚染事故の対応は、本学附属病院の院内感染対策指針(資料8-14)に従って対処している。

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

身体障がい、特に重度の障がいを有する学生・教職員のために、自動扉、スロープなどバリアフリー化の対応を行っている。

本館・図書館棟、新講義実習棟、看護学部、歴史資料館は建築・改築当初よりバリアフリーの設計となっており、その他は附属病院(1994(平成6)年)、講義実習棟(2008(平成20)年)、総合研究棟(2018(平成30)年)と順次バリアフリー化を達成した(資料8-15)。身体機能に障がいがある学生への受験上の配慮(資料5-1p.33)については、事前相談の申請欄を入試要項に設けている。

本部キャンパスの幹線道路に面した2面は創立以来のクスノキ、ヒマラヤスギ、メタセコイアなどの大木が育っており(資料8-3【ウェブ】:緑色部分)、交通量が多いにもかかわらず静謐な環境となっている。

福利厚生施設として、新講義実習棟2階に医学部全学年の学生が収容できるロッカー室、シャワールーム、また最上階の8階には優れた眺望の中、自学自習のためのスペースに加え、リフレッシュのためのラウンジが整備されている(資料8-4)。看護学部の学舎は中庭を取り囲む構造を生かし、吹き抜けとガラスを有効に組合せ、疲労の蓄積しない開放的な

講義室や研究室となるよう設計されている。

医学書、看護学書の品ぞろえの充実した書籍販売店も新講義実習棟に整備されている。

・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学では学生のコミュニケーション能力の向上と自律的学習の両方を達成する方策としてグループ学習を奨励している。

医学部では新講義実習棟自学自習室 45 室のうち 42 室がグループ学習のために割り当てられており、6 年次の全学生を収容できるようになっている（資料 8-16【ウェブ】）。これらの自学自習室にはパソコン、プリンター、大型ディスプレイ、DVD/Blu-ray プレーヤーが整備されている。これらの設備により、例えば学生が自主的に資料の検索を行い、それを印刷物として配布し、ディスプレイに投影しながら議論を進める、といったグループでの勉学が可能となっている。自学自習室は 8 時 30 分から 23 時まで使用可能であり、学生各自で予約できる体制を整えている。

看護学部では少人数でのカンファレンスや学生及び教員による議論、自己学習等に活用できる演習室を設置し、多様な価値観を尊重した様々な課題解決についての議論等を促進する電子黒板等を全演習室に備えている。また、自学自習を促進するために、各講義室は 22 時まで開放されており、さらに 9 時から 22 時まで予約可能な 10 の演習室（1 室 10 人規模）があり、学生各自で演習室を予約できる体制を整えている（資料 8-17【ウェブ】）。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

学校法人大阪医科薬科大学情報システム運用・管理規程により本学における情報システムの扱いの基本原則を明確にしており（資料 8-18）、この原則のもとに個々の利用者の守るべき事項を学校法人大阪医科薬科大学情報システム利用規程として提示し、違反事項への措置も明記している（資料 8-19）。また、個人情報の保護の方針については大阪医科薬科大学個人情報保護規程を整備している（資料 8-20）。

全学的な教職員及び学生の情報倫理の確立のため、教職員向け及び学生向けにそれぞれ年に 1 回を目途に情報倫理に関する講習会を行っている（資料 8-21、資料 8-22）。欠席者には後日 DVD 視聴を行わせることで、全員の受講を確認している。

学生に対してはさらに、医学部第 1 学年の「情報科学」において、ICT の利用方法とともに、IT リテラシーの 3 要素（情報リテラシー、コンピュータリテラシー、ネットワークリテラシー）、個人情報保護の遵守、著作物を引用するにあたっての注意点、ソーシャルネットワークシステムを利用する際の注意点、実習室でコンピュータを共用する際の注意点等の教育を演習により行っている（資料 1-12pp. 208-215）。医学部第 5 学年の臨床・クラークシップにおいては電子カルテなど患者情報に接することになるので、臨床・クラークシップ開始時には、プライバシーポリシーに基づいて、学生から誓約書を受け取っている（資料 8-23）。看護学部では第 1 学年「情報リテラシー」において ICT の利用方法とともに情報倫理に関する教育を行っている（資料 4-22pp. 24-25）。また、看護学部では第 1 学年から第 4 学年まで各学年にて実習科目があり、それぞれの科目において、医学部と同様に情報倫理について教育を行っている（資料 8-24）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書資料の整備と図書利用環境の整備>

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書館は講義実習棟に隣接した建物の2階～4階に2,609m²を確保しており、医学・看護学を中心に205,000冊を超える図書、2,600誌を超える雑誌が整備されている(資料8-25【ウェブ】)。電子ジャーナル、電子ブックの契約タイトル数は約26,900で、近畿地区の私立医科大学・医学部の図書館の中では最大となっている。学生用図書資料は学生からの要望を常に取り入れた形で図書館運営委員会(資料3-9)により選定されており、学生の需要を満たしていると考えられる。

- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所の重要な事業であるNACSIS-CAT/ILLサービスに参加し、当館の図書所蔵目録データを提供すると共に、国内各大学の図書所蔵目録データを共有すること(CAT)と、自館で所蔵していない資料を相互に提供する図書館間相互協力(ILL)を行っている。2018(平成30)年度の文献複写事業では他館からの申込受付が1,900件、他館への依頼は627件であった。他館からの申込受付にはNACSIS-CAT/ILLを介するもの以外に、学外病院図書室等からの複写依頼にも対応しており、2018(平成30)年度には1,044件を受け付けた。なお、文献複写件数は年々減少の傾向にあり、これは電子ジャーナルの普及と、研究者間のソーシャルネットワークを充実によることが大きいと考えられる。

また、国立情報学研究所の事業の一つである大学図書館コンソーシアム連合：JUSTICEにも参加し、電子ジャーナルをはじめとした学術情報の契約・利用を図っている。

- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応

図書館の契約している電子ジャーナル及び電子ブックは学内LANを通じて閲覧が可能である(資料8-25【ウェブ】)。

当館が所蔵する図書・雑誌・電子資料の所蔵・所在情報は学外からもオンライン検索が可能である。また、本学在籍者は学内外からオンラインで文献依頼、購入希望や図書借出状況の把握ができる。

図書館が発行している図書館通信(Mini BUS)において、医学関連分野の代表的な文献検索ツールであるPubMedが常に進化し続けているのに合わせてその解説を行い、また本学が契約していない電子ジャーナルの文献に速やかかつ経済的にアクセスする方法を紹介するなど、新しい文献検索方法を教員・学生向けに提示している(資料8-26)。

医学文献の加速度的な増加と図書館の収蔵スペースの狭小化を考えると、今後は電子ジャーナルに加え、電子ブックが媒体として重要になることが予想される。しかしながら、これらの急速な普及は適切な閲覧方法から逸脱する使用例が発生することにつながりかねない。これについても、図書館ウェブサイトや図書館通信（Mini BUS）において適宜注意喚起を行い、教員・学生が新しい情報通信技術を安全に使用できるように環境整備を行っている。

・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

閲覧座席数は250席あり、大学院・学部学生総数（約1200名）の約21%にあたる席数を提供している。

開館時間は、平日9～21時（有人）及び21時10分～23時（無人）、土曜日9～17時（有人）及び17時10分～21時（無人）、そして日曜日・祝日9～21時（無人）であり、年末年始の8日間と夏季の特定日を除きすべて開館日となっている（資料8-25【ウェブ】）。

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

職員は正規職員7名であり、うち6名が司書、他1名が庶務・会計を担当している。

職員のトップは図書館主幹（課長に相当）及び課長代理であり、毎年開催される特定非営利活動法人日本医学図書館協会総会・学術集会、同近畿地区例会に出席している。主幹は同協会学術情報コンソーシアム委員会、近畿地区会シンポジウム実行委員会等の委員を務めており、また課長補佐はITに明るく、両者の協同で医学・看護学の図書館、学術情報サービスの在り方について専門的な観点からの取り組みを行っている。

司書の職員は3名が図書館運営委員会の委員となっており、常に利用者のニーズを把握できるようにしている（資料8-27）。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

<研究活動を促進させるための条件の整備>

・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

建学の精神として「医育機関の使命は医学教育と医学研究であり、またそれらは実地の医療に活かすことで達成される」を大学としての研究に対する基本的な考えとし、大学ウェブサイト（資料1-2【ウェブ】）の他、大学院医学研究科のアドミッションポリシー（入学者受入の方針）（資料8-28【ウェブ】）に掲げている。

また、本学の研究の発展を支援するべく整備された研究支援センターは、その役割を規

程第2条において「センターは、大阪医科大学における動物実験の統括的支援、共用する研究機器の集中管理とその効率化を図り、GPなどの研究戦略の策定及び学内外の研究活動の連携を推進し、研究活動の開始から得られた成果の社会還元まで支援すること、並びに本学の産学官連携活動を推進すること等を主な目的とする。」(資料3-11)としており、上記の基本的な考えをより具体的に述べている。

・研究費の適切な支給

本学は講座研究費及び職階によって定まった個人研究費を年度当初に配分している。この研究費は一定額について次年度への繰り越しが可能であり、柔軟な研究費の運用が可能となっている。

この他に学内の研究者の申請に基づいて審査を行い、支給者を決定する研究助成制度がある。

女性教員を対象とした鈎奨学基金研究助成は、女性教員・女子大学院生に対し、研究費を助成している(資料7-18)。

海外留学を志す若手教員を対象とした田中忠彌国際交流基金は、満40歳以下の専任教員又は大学院生原則年間1名以内に対し、旅費・滞在費の一部の給付を行っている(資料8-29)。

ゴールドマン・サックス若手医師長期海外留学支援奨学基金は、満40歳以下の大学院生、レジデント又は助教(准)の、原則として毎年1名に対し、旅費・滞在費の一部の給付(資料8-30)を行っている。

・外部資金獲得のための支援

本学はすべての教員に対して学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金(科研費)への応募を義務付けている。そして科研費獲得のために研究推進課による申請書のチェックに加え、外部のコーディネーターによる申請書添削や申請書の評価を高めるための方策についての講演会を行っている(資料8-31)。

それに加えて、「教育・研究戦略会議」にて、「若手研究者科研費応募奨励助成金」及び「研究拠点育成奨励助成金」を配分することで外部資金獲得の足掛かりとなる研究の育成に努めている。これは学長の強いリーダーシップの下に取り組む教育研究プロジェクト等に用いられる「学長裁量経費」から支出されている。

若手研究者科研費応募奨励助成金は、科研費「若手研究」に申請して評価Aで不採択になった研究者に対して年度初めに助成金を配分する制度(資料8-32【ウェブ】)で、その成果は、「教育・研究戦略会議」にて次年度に申請した科研費の採否を参考に検証している

研究拠点育成助成金では、研究拠点を目指す基礎及び臨床の研究グループの育成を目的として年度初めに学内公募し、各グループ代表による実験計画の発表を審査員(外部有識者を含む)が審査表に従って採点し、採否及び配分金額を決定している(資料8-33【ウェブ】)。年度末には報告会にて研究成果を審査員(外部有識者を含む)が評価し、その内容を検証している。

新規の研究助成金公募情報は月初めに大学ウェブサイト上に(資料8-34【ウェブ】)、またこれらの競争的研究資金や民間団体等の研究助成金等の情報を一元的にまとめ、申請方法について詳述したページを研究推進課のウェブサイト上に作成している(資料8-35【ウ

ェブ】)。

外部資金の獲得に係る取組みとして、産官学との共同研究の推進のため、本学においてどのような研究を行っているか、どのような研究者がいるか、さらに研究をどのように支援しているか、といった情報を大学ウェブサイトのトップ直下に置き、本学の研究を紹介している(資料8-34【ウェブ】)。さらに、毎年「研究シーズ&ニーズ集」を発行し広く共同研究を行うための情報発信を行っている(資料8-36【ウェブ】)。

・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室の整備は各部署での計画に基づき、総務部が担当して工事等を行っている。各研究室単独で整備することが困難な設備、備品については研究支援センター研究機器部門及び実験動物部門において整備されている。研究支援センターはさらに研究推進部門を有し、あわせて事務局の研究推進課が連携して研究に関する窓口を一元化し、外部資金の投入などを円滑に進めるようにしている。

研究室の整備方法については、大学安全対策委員会・大学研究環境管理小委員会が作成した「大阪医科大学教育研究環境安全管理手引き」と「大阪医科大学化学物質等管理取扱手引き」に記載しており、これを各研究室に配布すると共にホームページ上に明示している(資料8-37【ウェブ】)。

「教育研究環境安全管理手引き」には教育研究活動が安全で円滑に遂行されるための整備方法を記載しており、「化学物質等管理取扱手引き」には薬品の適切な管理方法を記載している。また、定期的に、大学安全対策委員会により選出された大学環境管理小委員会の委員が各研究室を訪れて、安全管理状況を「研究環境安全チェックシート」(資料8-37【ウェブ】)に基づいて評価し、研究室の安全管理改善に向けた指導を行っている。その際に、薬品管理について、毒物劇物・特別管理物質・爆発物原料物質・向精神薬の受払簿の内容確認とその他の試薬管理状況の確認を行い、それによって薬品管理の徹底を図っている(資料8-38【ウェブ】)。

研究時間の確保については、そのためのマイナス要因としてまず挙げられる会議の回数減と時間短縮を目指している。複数の委員会でも重複した活動の洗い出しを行うことにより、委員会の再編を推し進め、また、委員会規程の整備までは必要のないと思われる案件についてはアドホック委員会、ワーキンググループなどの方式で対処することにより、委員会活動全体の効率化を図っている。さらに、案件によってはメール審議(例えば特定生物安全管理委員会への遺伝子組換え実験や微生物使用実験の申請の審議)や他の電磁的方法(例えば研究倫理委員会、利益相反委員会の審査システム)によって会議室での開催を省略することで、各研究者の研究時間の確保につなげている。さらに、会議は就業時間内に行うことに加え、原則1時間以内とすることをそれぞれの会議の議長が意識するよう求め、会議時間全体の短縮に努めている。会議の次に研究者の時間を拘束するよう要因として、各種の事務作業がある。それを軽減するため、ほとんどの部署には事務職員が配置され、研究資材の購入手続きや教材の準備等を行っている。学部全体にわたる作業、たとえばシラバス作成については学務部教育センター課が調整と作成を行っているが、手作業で多大な労力を払っているため、効率的な作成ができず、教員が何度も確認と修正をする必要があるために、結果的に研究時間の減少につながっている。事務作業についてはITの活用によ

る効率化を推し進める必要がある。

研究専念期間の保証は各教室等に任せられており、サバティカル休暇のような制度としての整備はなされていない。勤続 20 年及び 35 年の教員に対する表彰の際に、3 日間の休暇を与えており、研究者の中にはこれと有給休暇を組み合わせ国内外の共同研究先を訪問するなど、研究活動への活用を行っている。今後、大型外部資金を獲得した研究者については委員会活動を一部免除するなどの支援を行うことも考える必要がある。

・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントは、医学研究科、看護学研究科に在籍する大学院生を対象に制度化されており、教育要綱及びホームページ上で公開している。ティーチング・アシスタントは大学教育を充実することと指導者となるためのトレーニングの機会を提供することを目的に、またリサーチ・アシスタントは研究体制の充実と若手研究者の養成を目的に、それぞれ設けられている。これらのアシスタント業務に対して時間に基づき手当を支給することで、大学院生に対する経済的な支援にもなっている (資料 1-18、資料 1-19)。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

<研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み>

・ 規程の整備

研究倫理については、「大阪医科大学研究倫理委員会規程」(資料 8-39)のもと、それに伴う細則を整備している。詳細及び関連する規程等については「・研究倫理に関する学内審査機関の整備」において記述する。

遺伝子組換え生物を使用する実験、及び微生物を使用する実験の両方を「大阪医科大学特定生物安全管理委員会規程」(資料 8-40)により同委員会で扱い、「大阪医科大学遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する安全管理規程」(資料 8-41)及び「大阪医科大学微生物等使用実験安全管理規程」(資料 8-42)によってそれぞれの実験の安全を確保している。

動物実験については、「大阪医科大学動物実験委員会規程」(資料 8-43)により同委員会で扱い、「大阪医科大学動物実験規程」(資料 8-44)によって実験の適正な実施を行っている。

利益相反に関しては、「大阪医科大学利益相反マネジメント規程」(資料 8-45)を整備し、産官学連携活動等において、利益相反状態による研究のバイアスが発生していないかどうかを客観的に判断し、研究の透明性と信頼性を確保している。またこの規程の中で利益相反委員会についての規定も行っている。

研究活動における不正行為の防止のために「大阪医科大学研究活動不正対策委員会規程」(資料 8-46)により同委員会を組織し、「大阪医科大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」(資料 8-47)を整備している。

・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

学部学生に対しては、点検・評価項目①評価の視点2において述べたように、医学部第1学年の「情報科学」、看護学部1学年の「情報リテラシー」において情報倫理について(資料 1-12pp. 208-215、資料 4-22pp. 24-25)、また医学部第1学年「学生研究1」(資料 1-12pp. 369-372)、同第3学年「学生研究2」(資料 1-12pp. 208-231)において研究倫理の教育を行っている。看護学部では第2学年の「医療倫理学」において臨床研究や疫学研究における倫理のあり方、第4学年の「看護研究法」及び「卒業演習」において情報倫理を含む研究倫理について教育を行っている。

大学院生に対しては、統合講義において研究倫理委員会が研究者の倫理について、また研究支援センター実験動物部門が実験動物の取り扱いについて、特定生物安全管理委員会が遺伝子組換え生物及び微生物を使用した実験の安全管理について、さらに大学安全対策室が研究室の安全管理についての講義を行っている(資料 1-18p. 68)。看護学研究科では博士前期課程で「看護倫理」を必修科目として研究倫理の講義を行っている(資料 1-19pp. 24-26)。

教員に対しては、臨床研究教育研修会及びモニタリング講習会を年に1回以上開催し、全員参加を義務づけている(資料 8-48)。また、「研究に関する利益相反に関する指針」を定め、それにもとづき教職員に対し「指針Q&A」、「指針施行細則Q&A」を作成して啓発を行っている(資料 8-49)。

公的研究費の適正な運用について、年に1度外部の専門家を招いて講演会を行っており、それを受講することを、科研費を始めとする公的研究費への応募のための条件としている(資料 6-19)。また、研究活動における不正行為の防止のためのFDを開催し(資料 8-50)、研究倫理についての意識の向上を図っている。

教職員全体を対象としたコンプライアンス研修を毎年行っており、研修の成果を確認するため、e-learning システムによる受講内容の確認と理解度テストを行っている(資料 3-37)。

・研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理委員会はヘルシンキ宣言の趣旨に沿った研究倫理のもとに研究が行われているかどうかを審査する機関として整備され、2名の学外委員を含めた11名の委員で構成されている(資料 8-39)。また、特に専門的な議題を審査するために同委員会の中に3つの専門部会、すなわちヒトゲノム・遺伝子解析研究専門部会、看護研究専門部会、及び臨床・疫学研究専門部会を設けており、各々の業務を細則によって定めている(資料 8-51)。

このほか、2018(平成30)年に施行された「臨床研究法」に基づき、臨床研究審査委員会が同年に設置され、研究倫理委員会と連携を保ちつつ独立に特定臨床研究に特化して審査を行っている(資料 8-52、資料 8-53)。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

医学部では、教育環境については、医学教育センターが毎月定例のセンター会議を開き、各教室から選出されたセンター教員及びセンター専任教員が集まり、1カ月の間に蓄積した資料をもとに審議を行い、ハード面、ソフト面の点検・評価を行っている。教育センター会議付属の各学年カリキュラム小委員会では、学生委員を入れ、学生の意見を聴取しており、その情報を教育センター会議に上げ、審議している。看護学部においても看護学部教育センターが医学部教育センターと同様の活動を行なっている。

大学院医学研究科並びに看護学研究科では、大学院委員会を定期的に開催し、大学院生の教育研究環境の整備に取り組んでいる。

医学部と医学研究科は研究環境において融合しており、教員と大学院生の共同で研究が行われている。その研究成果や研究機器の整備状況、利用状況については研究支援センターの年報にまとめており、発表論文とその論文を作成するにあたって使用した機器の対応が明記されている（資料 8-54）。これにより、本学の研究の方向性とそのために必要な機器が何であるかということが認識されている。老朽化・メンテナンス期間を過ぎた機器の更新については、研究支援センター研究機器部門が各教室からの要望を集約し、上記の研究支援センター年報の機器利用状況を根拠資料として判断している。

看護学部では、看護学教育センター、看護学実践研究センター、看護学学生生活支援センターを始め、看護学部各種委員会に至るまで、年度末の「年報」の作成を通して、PDCAサイクルによる自己点検を行っている（資料 2-40【ウェブ】）。また、定期的に上記の3センターのセンター長会議が行われ、自己点検を行っている。

看護学研究科では大学院委員会にて入学試験、カリキュラム、学位審査基準等に関する点検を行っている。

以上の自己点検・評価結果を集約して教育・研究戦略会議で検証をおこなっている。一例を挙げると、「大阪医科大学 教育研究環境整備の方針」（資料 8-1）に基づき、方針に照らして自己点検・評価を実施した結果を教育戦略会議で報告、つづいて改善策を討議し（資料 8-55）、その結果に基づいて「教育研究環境整備の方針」に基づく改善計画並びに目標<2020年度及び2021年度>」を策定している（資料 8-56）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

医学部、看護学部、大学院とも、各教育センター及び各大学院委員会における点検・評価をもとに、大学・法人による決裁が行われ、改善がなされている。

例を挙げると、医学部では、学生の意見として、紙媒体の画像資料が見にくく、また組織切片の写真など一部しかカラーになっていないことが学修上不便であるということがカリキュラム小委員会の学生委員を通じて教育センターに伝えられ、それに応える形で、2015（平成 27）年度より新入生の学生全員にタブレット端末を配布することになった。現在、

オープンソースの e ラーニングプラットフォームである Moodle や、シラバス・ポートフォリオ・出席管理に使われる UNIPA に、講義実習棟・新講義実習棟に整備された Wi-Fi を通じて接続することで広く活用されており、本学学生の学修に必須の手段となっている。また、この Wi-Fi 環境も学生の意見を反映する形で容量・速度の向上を不断に行っている。

教育研究等環境はハード面が主体と考えられるが、関連したソフト面においては、例えば 2018 (平成 30) 年度に試行した post-clinical clerkship OSCE における反省点を基に、2019 (令和元) 年度では全ての評価者及び模擬患者を務める教員及び職員に事前に個別に講習を行い、迅速かつ公正な評価と適切な運営が成されるよう努めた。ソフト面では医学教育センターで点検・評価及び立案がなされ、最終的には医学部教授会での審議・報告を経ることで改善・向上に取り組んでいる。

2015 (平成 27) 年に研究支援センターが発足したのに合わせ、本学の必要とする研究機器の点検・評価に基づき、新規整備・更新を進めた。また、文部科学省科研費の申請・獲得状況を点検し、申請書類作成を研究協力課に加え専任教員や委託外部機関によるサポートを開始した。その結果、2016 (平成 28) 年度より採択数及び獲得研究費が大幅に増加し、高い水準を保っている (資料 8-57【ウェブ】、資料 8-58)。

(2) 長所・特色

本学の建学の精神は「医育機関の使命は医学教育と医学研究であり、またそれらは実地の医療に活かすことで達成される」であり、教育—研究—臨床の三位一体のつながりを巧みに表現していると言える。この理念は、研究マインドを維持しつつ実地医療に当たることを意味すると同時に、教育においても研究を意識しつつ行うことを意味している。

この理念は、学生の学修のありかたにも反映されており、本学では医科大学にありがちな詰め込み学習ではなく、学生が自ら考えて学修を行う、自学自習の姿勢を伝統的に重視してきている。

本学の環境整備の方針もこの伝統と密接に関連しており、その一つの現れが、本部キャンパス新講義実習棟のグループ室を始めとする自学自習室である。医学部第 6 学年全員を収容することができ、この中で 5 人ほどのグループに分かれ、互いに得意なところを教え合い、足りないところを補い合うことで学力を培い、併せてコミュニケーション能力をも培っている。看護学部棟においても 10 の演習室がグループ学習や自学自習に活用されている。

本学は 1990 年代のインターネットの黎明期から積極的に IT の整備を行って来た。学内 LAN の整備も全国の大学の中では最初の方であり、その後もセキュリティなどにおいて最新の IT 技術を取り入れてきた。学生の学修においても、新入生の全員にタブレット端末を配布し、それによって講義のペーパーレス化を進め、双方向授業を可能にしてアクティブラーニングを実践している。それに加えて上記の自学自習室も情報を検索するために必要な機器を備えており、学生の自主的な情報獲得を支援している。また、外部の情報へのアクセスのみならず、大阪医科大学臨床テキストブックのように学内に学修のためのコンテンツを準備していることも本学の特徴である。

研究環境について特筆すべきことは、研究者としての、あるいは研究プロジェクトの、

スタートアップに対する手厚い保護である。鍵となる科研費の獲得を支援するための申請書の書き方についての講習会や申請書原稿の添削にとどまらず、不採択となった申請についても、評価がAであれば次年度の獲得が期待できるために研究費の支援を行って成果につなげることにより、次年度の獲得を後押ししている。さらに、将来の発展が期待される研究については研究拠点形成を支援している。

(3) 問題点

教育研究等環境に関する問題点は、現状において大きなものはないと思われるが、今後留意が必要と思われることを3点挙げる。

1つ目は2021(令和3)年度に予定されている大阪薬科大学との統合である。現在、統合に向けての様々な点における調整が進められているところであるが、基本的にキャンパス、建物、設備は当面そのまま統合が行われる予定である。しかしながら、統合のメリットを生かすためには、教育、研究の両面において、カリキュラムや研究プロジェクトの共同化を見据えつつ、設備の充実において医・薬・看の相補的な整備を考えて行かなければならない。現在の医学・看護学教育センターや研究支援センターと大阪薬科大学のカウンターパートとの間の情報交換をより密接にすることが望まれる。

2つ目は今後さらに進行する少子化である。これは本学に限らず全国の大学の共有する問題であるが、本学は医学部・看護学部とも入学定員に対する志願者数の高い倍率を維持してきたために、入学者の学力の低下が顕在化してこなかったと言える。しかしながらここ数年、新入生の学力不足についての懸念の声が初期教育の教員の間から聞かれるようになったことは注意すべき事象である。予備校などにおける過剰な受験指導が原因で、考えるよりも覚える勉強法に慣れているため、大学での勉強方法が分からないと訴える学生もおり、放置すれば本学学生の伝統である自学自習の精神も危機に瀕する懸念がある。これに対してはアクティブラーニングを今以上に活発に行うことが一つの有効な解決方法であり、そのための環境整備をさらに推し進める必要がある。

3つ目は法人の経営との関係である。現在本学は新臨床棟の建築が始まっており、そのための巨額の資金が必要となっている。この中で現在までの教育研究環境を維持し、さらに上記2点の対策のための投資を行っていくには、十分に戦略を考案する必要がある。例えば図書館の電子ジャーナルの契約数は全国的に見てもトップレベルにあるが、これは図書館予算が潤沢であったことに支えられており、現在のように科学技術系の出版社の国際的な寡占化が進むと、今後電子ジャーナルが図書館予算を圧迫することが必至で、ひいては本法人の種々の事業の遂行に支障を来すことが懸念される。これに対しては利用者の便を損なわないように契約数を見直しつつ、代替となる論文電子ファイルの入手方法の検討を進めているところであるが、他の教育研究環境についても同様の効果的な投資方法を考える必要がある。

(4) 全体のまとめ

教育研究等環境の整備と言うと、ハード面の整備が前面に出てくるが、ハード面の整備はソフト面の整備と密接不可分の関係にあり、社会情勢、学問の潮流の変化に応じて教育研究の構造も変化し、それに対応して教育研究等環境の整備も常に新陳代謝を繰り返さな

ければならない。

本学は創立以来、教育と研究の両方を重視し、学生は自学自習の伝統を守り、それによって国内外に多くの人材を送り出し、情報を発信してきた。この流れを絶やさないよう教育研究等環境の整備に努めていきたい。